

新潟市緑化審議会運営要領

第1条 この規定は新潟市緑化審議会規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき新潟市緑化審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 規則第2条第2項第2号及び第3号に掲げる者につき委嘱された委員に事故あるときは、当該機関におけるその委員の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

第3条 審議会の議事録は会長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとする。

附 則

この要領は、昭和50年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月20日から施行する。